

第5次

豊田市障がい者 ライフサポートプラン

豊田市障がい者計画・第6期豊田市障がい福祉計画・第2期豊田市障がい児福祉計画

概要版

2021年3月
豊田市

目次

計画策定にあたって……………	1 ページ
基本理念と基本目標……………	2 ページ
施策の展開……………	3 ページ
サービスの見込量……………	8 ページ

第5次豊田市障がい者ライフサポートプランが 対象とする「障がい者」の範囲について

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、難病等その他の心身機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を対象としています。

計画策定にあたって

計画の背景

本市では、障がいの理解・啓発に関する取組や障がい者の生活環境整備など様々な施策を進めてきましたが、近年、障がい者の高齢化や重度化に伴い、支援の更なる充実を求められています。こうした環境の変化に対応し、障がい福祉の一層の充実を図るため、「第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン」を策定しました。

計画の位置づけ

豊田市障がい者計画 (障がい者基本法)

+

豊田市障がい福祉計画 (障がい者総合支援法※)

+

豊田市障がい児福祉計画 (児童福祉法)



豊田市障がい者
ライフサポートプラン

※障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

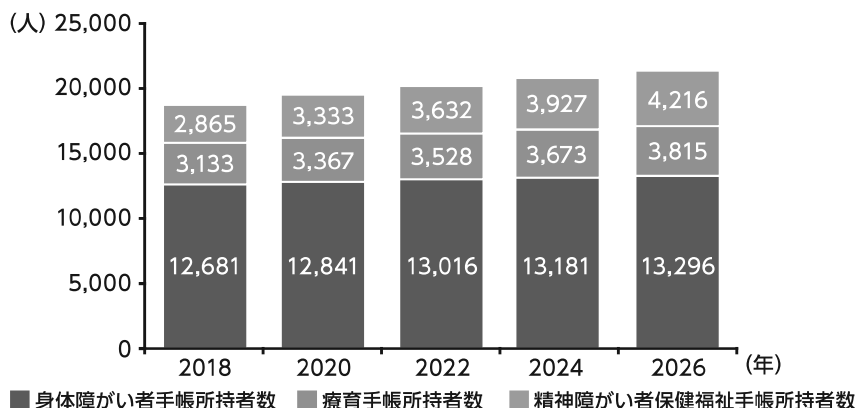
計画期間

2021年度から2026年度 (6年間)



障がい者数の推移

本市の障がい者手帳所持者数は、2020年4月1日現在で、身体障がい者手帳所持者12,841人、療育手帳所持者3,367人、精神障がい者保健福祉手帳所持者3,333人です。障がい者数は今後も増加していく見込みです。



基本理念と基本目標

基本理念

障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが安心して自分らしく生きられる

地域共生社会の実現

基本目標

1

誰もが
暮らしやすい
まちづくり

■障がいに関する理解が進み差別や偏見がなく合理的配慮が提供されるまち

■誰もが互いに認め合い円滑な意思疎通ができるまち

2

安心して
生活できる
まちづくり

■充実した相談体制や障がい福祉サービス等の提供体制が整っているまち

■災害時等の緊急時に安心した避難生活や障がい福祉サービス等の提供が受けられるまち

3

自分らしく
活躍できる
まちづくり

■自ら希望する教育や保育、仕事等を選択することができるまち

■文化活動やスポーツなど生涯にわたり地域で活躍することができるまち

総合指標

本計画の基本理念及び基本目標の実現に向け、本市の障がい福祉施策全般の取組状況を評価するために「総合指標」を設定しました。

指標	現状値	目指す方向
豊田市が暮らしやすいまちだと思う障がい者の割合	60.1%	

施策の展開

本計画では、基本理念、基本目標を達成するための施策の方向性を9つの施策分野に分類し、施策を推進していきます。

■施策体系

基本理念	基本目標	施策分野
障がいのある人もない人も 分け隔てなく誰もが安心して 自分らしく生きられる 地域共生社会 の 実現	① 誰もが暮らしやすい まちづくり	① まちと心のバリアフリー ② 権利擁護・虐待防止 ③ 意思疎通支援・情報保障
	② 安心して生活できる まちづくり	④ 事業所整備・運営支援 ⑤ 保健・医療 ⑥ 防災・防犯
	③ 自分らしく活躍できる まちづくり	⑦ 教育・保育・子育て ⑧ 就労・雇用 ⑨ 生涯活躍

施策分野

1

まちと心のバリアフリー

重点施策 理解・啓発活動の推進

互いの人格と個性を尊重しながら、全ての市民が地域で共生できる社会を実現するため、障がい特性や障がい者に対する接し方について、講座や講演会など様々な形式で理解を促進します。



成果指標	現状値	目指す方向
障がい福祉について関心がある市民の割合	53.8%	

基本施策 障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進

障がいに基づくあらゆる差別を解消するとともに、必要に応じた合理的配慮が提供されるよう、行政、市民、企業等を対象に福祉教育を推進します。

施策分野

2

権利擁護・虐待防止

重点施策 重層的支援体制の推進

地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障がい福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的な相談体制や重層的な支援体制の構築を推進します。



成果指標	現状値	目指す方向
総合相談窓口への相談件数 ①実件数 ②延べ件数	① 516件 ②1684件	

基本施策 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知・啓発を行いながら、市民後見人の養成や制度の利用に向けた支援を行います。

基本施策 障がい者虐待の防止

障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、相談支援事業所と連携し、虐待の未然防止に努めます。

施策分野

3

意思疎通支援・情報保障

重点施策 相互理解の促進・意思疎通の円滑化

円滑な意思疎通を通じて、一人ひとりが地域社会とつながるために、条例の趣旨を啓発し、手話言語の理解を含めた相互理解の促進に係る取組や、多様な意思疎通手段が利用されるための取組を実施します。



成果指標	現状値	目指す方向
意思疎通に困る機会がある障がい者の割合	34.0%	

基本施策 情報保障の環境整備

行政等から発信される様々な情報や図書資料において、音声、点字、手話、やさしい日本語など多様な手段を用いて情報を伝える体制を整え、障がいを理由とする情報バリアの解消を図ります。

事業所整備・運営支援

重点施策 重度障がい者の受入れの促進

専門的な人材の育成や医療型短期入所利用時における生活介護事業所等への送迎手段を確保し、障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れを促進します。



成果指標	現状値	目指す方向
強度行動障がいのある方の受入れを行う事業所数 (①生活介護 ②共同生活援助)	①29か所 ② 7か所	
医療的ケアが必要な方の受入れを行う事業所数 (①生活介護 ②共同生活援助)	①12か所 ② 3か所	

基本施策 福祉人材の確保・育成

人材の確保に係る費用の補助や研修会を通じ、福祉人材の確保や育成を図ります。

基本施策 介護者負担の軽減

重度障がい者の介護者の負担軽減のため、医療機関等と連携したレスパイト事業等を推進します。

基本施策 居住の場の確保

建設費や運営費等の補助を行い、グループホームなどの居住の場の確保に努めます。

保健・医療

重点施策 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行・地域定着のため、長期入院者等の退院後の生活支援や相談支援等において、保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。



成果指標	現状値	目指す方向
1年以上の医療保護入院者数	140人	

基本施策 障がいの早期発見・治療に対する支援

障がい者一人ひとりに適切な保健・医療サービスを提供するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防や早期治療の支援に努めます。

施策分野

6

防災・防犯

重点施策 自然災害及び感染症対策の推進

自然災害への備えに関する啓発活動や事業所の災害時におけるBCP(業務継続計画)策定を進めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症対策を強化します。



成果指標	現状値	目指す方向
震災時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合	10.4%	↑
風水害時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合	7.5%	↑

基本施策 防犯対策の推進

防犯環境の整備や地域の防犯・見守り活動への支援を進めるとともに、詐欺などの消費者被害を防ぐため、関係機関と連携し、被害防止や相談対応等のネットワーク支援体制を充実します。

施策分野

7

教育・保育・子育て

重点施策 地域のこども園での受入体制の充実

人材育成やこども発達センターとの連携を推進し、医療的ケアが必要な障がい児等が地域のこども園に通園できる体制を整備します。



成果指標	現状値	目指す方向
医ケア児等*をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数	—	ニーズに応じた受入れ

*重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児

基本施策 インクルーシブ教育システムの構築

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場における一人ひとりに合った教育を推進します。

基本施策 障がい児支援の充実

福祉・教育・保育・医療などの関係機関の連携を強化し、障がい児や保護者への相談支援体制を充実するほか、障がい児への支援に必要な人材育成を推進します。

就労・雇用

重点施策 障がい者の一般就労の促進

障がい者の自立を支援するため、企業への啓発と支援体制の充実、雇用の場の開拓、就労後の定着支援などを通して、障がい者の一般就労を推進します。



成果指標	現状値	目指す方向
障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数	64人	

基本施策 就労継続支援事業所等の工賃の向上

就労継続支援事業所等から、優先的な物品等の調達や仕事の発注を進めるとともに、企業や地域などに対して、福祉施設で作られた物品の販促活動等を行い、障がい者の工賃向上を推進します。

生涯活躍

重点施策 障がい者の文化・スポーツ活動の推進

学びの場や文化、スポーツなどに関わる機会を拡充し、生涯活躍に向けた主体的な取組を支援します。また、多様な活躍の場において、障がい特性に応じた配慮・支援が提供される環境整備や人材育成を推進します。



成果指標	現状値	目指す方向
文化・芸術活動を行う障がい者の割合	—	
スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合	—	

※文化・スポーツ活動を行う障がい者の割合は、全国値(文化芸術活動は29.3%(2017年11月文化庁実施調査)、スポーツ・レクリエーション活動は43.7%(2018年3月スポーツ庁実施調査))を基準値とし、中間見直しの際に比較を行います。

サービスの見込量

国が定める基本指針に基づき、本市における障がい福祉サービス等の提供体制の確保に必要な量(以下「見込量」という。)を設定しました。

訪問系サービス

サービス種別	単位	見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度
居宅介護	利用量(時間)	13,300	13,800	14,200
	利用者数(人)	362	368	373
重度訪問介護	利用量(時間)	5,400	5,400	5,400
	利用者数(人)	17	17	17
同行援護	利用量(時間)	1,100	1,200	1,200
	利用者数(人)	53	54	55
行動援護	利用量(時間)	14	14	14
	利用者数(人)	3	3	3
重度障がい者等包括支援	利用量(時間)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

日中活動系サービス

サービス種別	単位	見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	利用量(人日)	16,000	16,500	16,900
	利用者数(人)	827	852	876
自立訓練(機能訓練)	利用量(人日)	99	99	99
	利用者数(人)	7	7	7
自立訓練(生活訓練)	利用量(人日)	130	130	130
	利用者数(人)	10	10	10
就労移行支援	利用量(人日)	2,800	3,000	3,100
	利用者数(人)	150	158	167
就労継続支援(A型)	利用量(人日)	3,600	3,600	3,700
	利用者数(人)	170	173	175
就労継続支援(B型)	利用量(人日)	9,900	10,700	11,500
	利用者数(人)	545	589	635
就労定着支援	利用者数(人)	35	43	51
療養介護	利用者数(人)	36	36	37
短期入所(福祉型)	利用量(人日)	1,070	1,080	1,100
	利用者数(人)	177	179	182
短期入所(医療型)	利用量(人日)	30	35	40
	利用者数(人)	6	7	8

居住・入所系サービス

サービス種別	単位	見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助	利用者数 (人)	295	330	367
自立生活援助	利用者数 (人)	0	0	0
施設入所支援	利用者数 (人)	234	234	234

相談支援

サービス種別	単位	見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	利用者数 (人)	270	280	290
地域移行支援	利用者数 (人)	5	5	5
地域定着支援	利用者数 (人)	4	4	4

障がい児支援

サービス種別	単位	見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	利用量 (人日)	2,100	2,300	2,500
	利用者数 (人)	212	230	249
医療型児童発達支援	利用量 (人日)	10	10	10
	利用者数 (人)	1	1	1
放課後等デイサービス	利用量 (人日)	9,100	9,800	10,600
	利用者数 (人)	730	792	856
保育所等訪問支援	利用量 (人日)	10	10	10
	利用者数 (人)	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	利用量 (人日)	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0
障がい児相談支援	利用者数 (人)	231	261	291

障がいのある人に関わるマーク



障がい者のための
国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。



視覚障がいのある人のための
国際シンボルマーク

視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。



手話マーク

手話通訳者の設置があるなど、手話で対応できることを表しています。



オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを使っている人(オストメイト)のための設備があることを表しています。



ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



筆談マーク

要約筆記の設置があるなど、筆談で対応できることを表しています。

↓ このマークを付けている人がいたら、配慮しましょう。 ↓



聴覚障がい者シンボルマーク
(耳マーク)

聞こえが不自由なことを表しています。



聴覚障がい者標識
〈表示義務〉

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



ハート・プラスマーク

身体内部に障がいがある人を表しています。



身体障がい者標識
〈表示努力義務〉

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。



SDGs
未来都市
とよた

第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン(概要版)

発行 2021年3月

編集 豊田市福祉部障がい福祉課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所東庁舎1階

☎ 0565-34-6751 ☎ 0565-33-2940

✉ shougai_hu@city.toyota.aichi.jp